

平成26年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年5月29日(木) 午後15時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 12名
1番 加藤重喜 2番 宇治橋俊美 3番 森崎英明 5番 永友清太
7番 坂本 幸 8番 木浦由子 10番 森 清一 11番 大谷 昇
12番 徳久信義 13番 大西準一 14番 坂本弘志
会 長 渡瀬俊弘
4. 欠席委員
6番 金崎 均
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会期の日程
第3 諸報告
第4 議案第23号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認に
ついて
第7 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用計画の
決定について
第8 議案第27号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画に
ついて
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
係長 永友亜紀子

(開会15時00分)

[事務局]

ただ今から、平成26年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは渡瀬会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

みなさん、こんにちは。ただいまより会議を始めます。本日の委員、13名中、12名が出席です。金崎均委員が怪我の為、欠席となっておりますが、農

業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、11番大谷昇委員、12番徳久信義委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。日程第2の会期の日程については別記のとおり、本日5月29日の一日間とすることに、ご異議ございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日5月29日の一日間と決定しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

諸報告、2ページをお開けください。業務報告5月。2日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会総会がホテル泉屋でございました。委員12名、事務局全員参加となっております。9日金曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が川南町役場で開催されました。出席者は会長、事務局鳥井で出席いたしました。16日金曜日、西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会通常総会、会長と事務局鳥井で参加いたしました。20日火曜日、尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が川南町役場で開催されました。参加者は会長が参加いたしました。21日水曜日、現地調査9時20分から行っております。参加者は宇治橋委員・金崎委員・大谷委員、事務局からは鳥井・永友が参加しております。27日火曜日、全国農業委員会会長大会、同じく28日水曜日、全国農業委員会会長大会が東京日比谷で行われております。会長が出席いたしました。そして本日29日が農業委員会総会となっております。委員全員となっておりますが、12名の訂正をお願いします。

業務計画6月です。3日火曜日、農地あっせん委員会、参加者委員、会長・坂本委員・森委員・徳久委員・大西委員、事務局、鳥井・三笠。5日木曜日、平成26年度第2回高鍋町議会定例会が開催されます。会長・鳥井が参加いたします。12日木曜日、全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回、高鍋町役場第2会議室におきまして会長・木浦委員・事務局鳥井で参加いたします。23日月曜日、6月の案件であります現地調査を予定しております。9時からを予定しております。参加者委員は坂本弘委員・永友委員・木浦委員にお願いします。事務局は鳥井・永友で対応いたします。24日火曜日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターで開催されます。会長参加となっております。次回の農業委員会総会につきましては、30日となります。14時から第3会議室、委員全員、職員全員となっております。以

上諸報告を終わります。

[事務局]

3 ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年4月28日、農業委員会総会承認分です。農地法5条申請、平成26年4月21日に現地調査を行っております。借受人 ○○○○、貸付人 ○○○○、転用目的は太陽光発電事業で問題はありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電事業で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電事業で問題ありません。借受人 ○○○○、貸付人 ○○○○、転用目的は太陽光発電事業で問題はありません。借受人 ○○○○、貸付人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は宅地分譲で問題ありません。いずれも5月20日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。農地の権利を所得する際には、通常農地法第3条第1項の許可を受けなければなりません。が、相続等により許可を必要としないものについては届け出をしていただく事となっております。

1番権利者 ○○大字○○ ○○番 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 畑、面積342㎡、取得日は平成23年6月13日、相続によるものであつての希望はありません。以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

[5番]

来月の業務計画なんです。が現地調査の曜日は月曜日だと思います。

[事務局] 月曜日の誤りです。訂正をお願いいたします。

[議長]

昨日とおととい27・28日に東京日比谷公会堂におきまして全国会長大会がございました。それで要請をしてきたところではありますが、内容としましては、農業農村の再建に向けた農業委員会制度の組織改革に関する要請、基本農政の確立に向けた政策提案、TPP交渉において国会決議の実態巡視を求める要請、他2項目を要請したところです。以上報告します。

他に何かございませんか。ないようですので、以上で諸報告を終わります。

議事に入ります。日程第4 議案第23号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをお開きください。議案第23号 農地移動適正化あっせん事業について。1番 平成26年5月2日、売渡の申出です。申出者 ○○大字○○○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 595㎡他1筆。2番 平成26年5月14日、売渡の申出です。申出者 ○○大字○○○○番 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 451㎡他3筆。3番 平成26年5月15日、売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 5,612㎡他1筆。以上3件の申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

それではあっせん委員の指名をいたします。売渡申出1番、担当委員1番加藤重喜委員・順番委員13番大西準一委員を指名します。売渡申出2番、担当委員14番坂本弘志委員・順番委員15番 私、渡瀬俊弘でお願いします。売渡申出3番、担当委員10番森清一委員・順番委員14番坂本弘志委員をそれぞれ指名をいたします。よろしく願いいたします。

次、日程第5 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 170㎡他6筆。貸付人 ○○大字○○ ○○番 ○○○○、借受人 ○○大字○○ ○○番 ○○○○。この件につきまして担当の永友委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。譲渡人の○○○○さんが今回経営移譲年金を受けられる為に、長男の○○○○さんと使用貸借の契約を結ぶものです。○○○○さんは現在、ご両親とともに農業をされておりまして、譲受後も早期水稻、露地野菜でキャベツ・白菜を作付されていきますので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。11番

[11番]

21日の日、宇治橋さんと金崎さん、それと私の3人で回ったわけですが、それと職員2名です、永友さんと事務局長。キャベツが植えてあったようで、収穫も終わって、跡地は立派に耕耘がしてありました。貸付のキャベツの結果は見ておりませんがそういう状態でしたので、ここに報告申し上げます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

12ページをお開きください。農地法第3条申請は第3条第2項の各号に該当した場合には許可できない事となっておりますが、すべてに該当していない為、許可要件をみたしていると考えます。〇〇〇〇さんは今もお父さんと農業をされておりまして、今後も米・キャベツ・白菜を栽培されるということで問題はないと思われます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

10ページをお開きください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 2, 451㎡他3筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の渡瀬委員よりご説明をお願いします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは病気をされて農業が出来ないということで

〇〇〇〇さんの方に相談があったらしいです。〇〇〇〇さんは6年くらい前に定年退職されて農業を始められた方なんですけど、新山にも耕作放棄地がございまして二人で話し合っただけで売買が成立したようです。この畑には栗の木とか桃の木とかあります。これを取り除く条件も入りまして、金額が総額で〇〇円という事で話があったそうです。よろしくをお願いします。

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。11番

[11番]

同じく21日に現地調査したわけですが、両脇に二つに分けて土地がございまして、いずれも植木・雑木のような剪定はしてありませんでしたが、植木のところで見ておきました。立派な状態で草もあまり生えておらず、管理は行き届いていたんじゃないかと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

13ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項の各号に該当していないため、許可要件を満たしているものと考えます。今後、〇〇〇〇さんの方で樹木が植えられているんですけども、伐根して甘藷を栽培するという事ですので問題はないと思われまます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 600㎡。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは先月、〇〇〇〇さんから何年も預かっていた土地を買ってくださいという事だったんですけど、相続が出来なくて土地が買えず、先月に相続が全部終わって今月上がってきた状態です。この土地は今、里芋が作られているそうです。金額は反当〇〇という事で、〇〇で話が付きましたので報告します。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。2番

[2番]

報告いたします。先ほど大谷委員さんと同じ21日に調査いたしました。今、大西さんからも言われましたが畑は里芋と甘藷できれいに作付されて、四面舗装された中にある畑です。別に問題はないと思われます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

14ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項の各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。本日、宇治橋委員が申されたように、里芋を栽培していて今後も栽培されるという事で問題はないと思います。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】 質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

11ページをご覧ください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 547㎡。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。この件につきましても、担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この土地は新山公民館からちょっと200mくらい南に行った土地で、この土地は20年くらいほったらかしになってる土地です。それでいま荒れております。この土地は後で〇〇〇〇の件で出てくると思うんですけど、前、取り付け道路を作ろうとして無許可で申請したそうです。それを農業委員会がストップかけてそのままの状態になっております。〇〇〇〇さんが今度その土地を買って、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の親父さんです。その人が買ってそこに農地を開くという事ですのでよろしくお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[2番]

大西さんの方からご説明があったようにここは荒地というか、〇〇〇〇さんの地面とすると1m50くらい段差があります。ここは相当長く耕作されていなかったと思います。荒れて高い草があつてどこが畑は分からない状態でありました。以上報告をいたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

15ページをご覧ください。この件につきましても農地法第3条第2項の各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。現在この土地は休耕状態にあるんですけど、今後〇〇〇〇さんが玉ねぎやジャガイモを栽培するということですので問題はないと思われます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

[1番]

価格は？

[事務局]

後ほど、転用申請でも隣接地があがってくるんですけども、全体で〇〇ということでした。10aあたりに直すとこの農地に関しては〇〇円ということになります。

[13番]

〇〇〇〇が農地を買えないものですから、農地はお父さんが買うということです。

[議長]

他にございませんか。それでは採決をいたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に日程第6 議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16ページをお開きください。1番 農地の所在 〇〇 〇〇番。登記簿 田現況 宅地。面積234㎡。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇番、譲受人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番。転用目的、駐車場です。18ページをお開きください。西中学校の正門通りから上江団地があるんですけども、そこからずっと小丸側の方に行く途中の西中学校の運動場が切れた辺りの西側になります。真ん中が〇〇〇〇さん家の宅地があり、その中に〇〇番という今回申請の土地があります。ここは島地になっておりまして、公衆用道路での出入りが難しい状況となっております。場所については以上です。

担当の大谷委員説明をお願いいたします。

[11番]

同じく21日、現地調査をした結果、〇〇〇〇さんの家に行ってみました。車庫が狭くて1台がやっとくらい。子供が帰った時に駐車場が足りないということで申請されております。土地代が〇〇、新しく作る車庫が〇〇円、現在出来ている車庫を移転するための費用が〇〇円ということになっております。自分の住宅の庭先ですので何も問題はないだろうと思って現地を見て帰りました。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[2番]

今、大谷委員さんが言われた通り車庫を作るということで受けました。他に迷惑かけるような農地はありませんでしたので問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第2種低層住居専用地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。転用目的は駐車場であり、雨水については貯水により自然浸透することとなっております。事業費は、土地代〇〇円、車庫〇〇円、車庫移転〇〇円です。合計〇〇円となっております。なお、通帳の写しが添付されております。こちらにつきましては事前に事業着工・完成をいたしておりましたので始末書が提出されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。どうぞ

[8番]

土地代が高いなと思ったんですけど

[事務局]

〇〇ということで申請が出ております。以前に申請の段階でお話を聞いたんですけど、周りは他の方の土地に囲まれている状態で、田んぼがぼつんとある状態でくぼんでたそうです。そこを埋め立てて、すでに駐車場と車庫が出来たような状態で、おそらく宅地なみというかそういう相談で値段を双方で決められたんじゃないかと思われまます。以上です。

[議長]

他にございませんか。ないようですので採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番。登記簿 畑
現況 雑種地 面積322㎡です。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番、

譲受人 ○○○○ ○○大字○○ ○○番。転用目的 その他分類不能、施設等 駐車場及び倉庫。20ページをお開きください。場所は図面が付いておりますが、この湾曲している部分が県道になります。こちらが小丸大橋で着色してある部分が小丸団地に向かう部分になります。パチンコ店がございますけど、こちらの入り口部分の土地になります。それでは担当委員の森崎委員、説明をお願いいたします。

[3番]

説明します。今、場所については説明があったようにほとんど宅地化された土地であります。道路や駐車場の入り口ということで、宅地として整備をされているような状態です。この件に関してではありませんが、農地として国がカウントしたり、面積の確定をしたりしていますが、農振地なりそういう土地については耕作放棄地とかそういった面で政府の手が入ってくるという風に思いますが、今後、不在地主等もたくさんいらっしゃいますし、こういった土地もいっぱいある中で、農地の面積について考え方を政府の方も考えた方がいいんじゃないかという風にしたところでもあります。この件については問題ないという風に思います。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[2番]

この付近は住宅化しております、周辺の農地にはあまり影響はないと思います。当地も周りをブロックで囲むという事があります。居酒屋さんで倉庫・駐車場が足りないという事でされるそうです。資料をもらいましたけれども土地代が○○、造成費が○○円、倉庫代が○○円かかるそうです。以上報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の準工業地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。転用目的は駐車場、倉庫であり、境界についてはブロックを積むこととなっております。事業費は先ほどご説明がございましたけれども、合計で○○円となっております。

す。なお、金融機関の残高証明書が添付されております。こちら土地代は〇〇円と高いんですけれども、おそらく今の段階でトラクターで起こせば畑には容易になるような状況でありますけれども、客観的に見ると宅地で造成されているような形状にこちらの畑はなっています。そういう意味合いから宅地なみということで〇〇円の取引があったのではないかなと思います。以上です。

[議長]

説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番。登記簿 畑 現況 雑種地。面積232㎡他2筆となっております。譲渡人 〇〇〇〇 外1名 〇〇 〇〇 〇〇番、譲受人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番。転用目的 その他分類不能、施設等 野球練習場。担当の加藤委員ご説明お願いします。

[1番]

説明いたします。この申請は〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地を譲り受けて野球練習場を作るということですが、場所は高鍋駅通りから10号線に向かって行くとスポーツ店があります。そのすぐ裏にあたります。周りは宅地と駐車場がありました。東の方に農地があることはあるんですが雑種地状態だったと思います。それで今回、〇〇〇〇さんは高鍋町の社会教育課が社会体育の一環で高鍋クラブという中学生の硬式野球を設立したそうです、今年から。その指導者になったということで、夜間練習場が不足するということでここを練習場として使いたいということです。ちなみにこの土地は、2筆についてはかなり前に宅地として申請がされて許可が出ていたそうです。それでも母親の死亡とかいろいろ理由があってそのままになっていて、事業計画変更申請しております。場所的には問題ないと思います。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[11番]

現況は雑草が生えていますけど、草刈りはしてあるようです。今の所はちょっと伸びておりますけれども、管理は行き届いているなと思っていました。練習場は金のかからないように現況のまま使おうという計画だそうです。お願いします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の準工業地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。

こちらは事業計画の変更となります。当初の許可日が昭和52年4月28日で2筆この時出ています。昭和55年5月13日に残り1筆が提出されておりました。用途はそれぞれ一般個人住宅となっておりましたが、事業が計画通り遂行できなくなったため、今回は転用目的を野球練習場として申請書が提出されております。建物は建てず現況のまま利用する目的であり、雨水は浸透させる予定となっております。申請地の東側及び西側についてはすでにブロック塀が設置されています。事業費は土地代のみで〇〇円となっております。なお、金融機関の融資予約証明、定期預金証書の写しが添付されております。こちらの方も農地としては高い訳ですけど、見た感じは街中でもあり、住宅が連担していることで宅地に近い状況での取引があったのではないかと思います。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。どうぞ

[12番]

野球練習場で、この狭い土地でどんな練習するんでしょうか

[事務局]

現地を見たんですけれども、バッティングのネットが置いてありました。ネットが2、3枚あったので、場所が狭いんでトスバッティングの練習か後は軽いノックくらいしか出来ないような状況じゃないかなと思います。外野の練習とか投球練習が出来るような感じではありませんでした。

[12番]

周りはネットなんかで囲むんですか

[1番]

一応ネットで囲むとは書いてあります。

[事務局]

図面上では全面ではなく、南側の面と東側の面にネットを張るという事で図面は提出されております。全面ではなくネットを張るという事で申請書が提出されております。

[5番]

周囲に影響はないんでしょうか。硬式野球でバッティング練習だとか声も出ると思うんですけど、周囲への周知とか許可は取られてるんでしょうか。夜間練習ともなると音もかなり響くと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

[事務局]

周りの方の同意書は付いておりません。

[1番]

見た感じキャッチボールとかトスバッティングとかそういうものしか出来ないような気がするんです。あんまり大きな声とか出るような感じではないんじゃないでしょうか。

[議長]

野球の練習場としては狭いから皆さん疑問を持ってるんだと思うんですよね。

[事務局]

街灯を付けるかどうかについては申請書には載ってないです。

今、確認したところ、照明につきましては、この申請地のすぐ西側が○○○さん○さんの住宅がありますので、そちらの方から照明を照らすという考えだそうです。

[1 番]

本格的な練習は出来ないと思うんですね。トスバッティングとかああいうのは出来ますよね、個人の庭でもやっているくらいですから。そういう事も練習のうちだから全然否定することも出来ないですね。

[事務局]

実際現地に行った時に簡易に動かせるようなネットは置いてありました。

[議長]

隣、近所にボールが飛んで行って怪我をしたとかという心配はないですか。

[事務局]

練習の仕方にもよると思うんですけど、そこら辺はわきまえてやられると思います。中途半端に広がったらバッティングとかもすると思うんですけど、現地を見た限りでは宅地一個分あるくらいでしたので、バットを思い切り振る事はまずないと思います。

[議長]

他にございませんか。それでは採決をいたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

17ページをお開きください。4番になります。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番。登記簿 畑、現況 山林原野。面積1428㎡。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番地、譲受人 〇〇〇〇 〇〇〇〇大字〇〇 〇〇番。転用目的は駐車場となっております。担当の大西委員ご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この土地は先ほど申し上げましたけど新山公民館から200mくらい南にある土地で27ページを見てもらうといいんですけど、小さい点線が打ってあります。20年くらい前に新山の上永谷線の道路沿いに道を無許可で付けようとして申請が止められた土地です。この土地に今度〇〇〇〇さんがゼリーを作る工場を、〇〇〇〇から買ってゼリーを今製造しています。この土地に駐車場がないので駐車場を造りたいということで今回申請に上がって

ます。この土地の下の方には一ツ瀬の改良事業に伴って水路が造ってありますので自然流水という形で水路に流す形になっておりますので、その点については問題ないと思っています。〇〇〇〇さんが駐車場を造りたいという事でございますのでよろしくお願いいいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[2番]

報告いたします。28ページが分かると思います。〇〇〇〇堂さんの東側になるんですけど、〇〇〇〇さんの土地なんですが、先ほどの〇〇〇〇さんの分がこの狭い方の〇〇〇〇さんの土地です。今回〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの土地なんですけど、先ほども言いましたが1m50くらいの段差がありまして耕作放棄地となっております。茅とかいろんなものが生えて、入ってもわからないような状態です。ここが整備されるということで問題はないと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

もう一度17ページをお願いいたします。先ほど地番を読み上げましたけれども、もう1筆〇〇番、65㎡この2筆になっております。訂正いたします。

申請地は、過去の農業上の公共投資の実績から第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張となっております。拡張に係る部分の敷地の面積既存施設の施設面積の2分の1を超えないものであります。特例事項といたしまして1種農地でありましても、既存施設の2分の1を超えないものについては転用が許可されるということになっております。転用目的は商品搬入搬出用の車両及び来客用従業員用車両の駐車となっております。また、土地境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎ、砂利敷き仕上げのため排水は生じず、雨水については自然浸透の計画となっております。事業費は先ほど3条申請でございましたけれども、〇〇番を含めまして〇〇円となっております。造成費〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の残高証明書が添付されております。なお、法人登記簿謄本及び会社定款が添付されております。また、隣接地であります〇〇〇〇の敷地も使用するという事で会社同士の覚え書き、一ツ瀬川土地改良区の意見書も添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして5番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番。登記簿 田、現況 その他分類不能。面積312㎡。譲渡人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番、譲受人 〇〇〇〇 〇〇大字〇〇 〇〇番。転用目的 一般個人住宅となっております。それでは担当の永友委員ご説明をお願いします。

[5番]

説明いたします。この案件は昨年11月のこの総会の時に、この土地に貸家を造るということで5条申請して許可がおりていた所ですが、今回は貸家じゃなくて一般の個人住宅を建てたいということになりましたので事業計画変更になりますので、再度申請が出されたものです。場所は持田の10号線の交差点から西に入ったすぐの所です。31ページに地図がございます。当初ここに隣接して貸家を建てる計画予定でしたけど譲渡人の〇〇〇〇さんの親戚の方から、この土地に住宅を建てたいという要望があったようです。親戚のご主人、〇〇〇〇さんがこの土を譲り受けて住宅を建てる計画です。現在、〇〇〇〇さんは川南の方でアパートに住まわれております。この土地は隣接する農地はなくて排水等も合併浄化槽が設置されているということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[2番]

報告いたします。この土地は今言われたように郵便局の裏の方になります。土地は小さく雑草は生えていましたけど、すぐ工事が始められるような土地でございました。周りは垣根がしてあって、住宅の土地としては問題ないと思います。周りにも障害になるようなものはなかったと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連担する区域である農地であることから第2種農地であると判断されます。こちらは事業計画の変更となります。当初の許可日が平成25年12月20日で、用途は先ほど永友委員からご説明がありましたけれども貸家となっておりましたが、事業が計画通り遂行できなくなったため、今回転用目的を一般個人住宅として申請書が提出されております。また、ブロック塀を設置し雨水が周辺地に流れ込まないように留意し、汚水は合併浄化槽を設置し処理するように計画されております。事業費は、譲渡価格〇〇円、建築費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の融資予約証明、残高証明書が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に日程第7 議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

37ページをお開きください。議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1, 526㎡他1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いします。

[10番]

この畑は、高鍋町の廃棄処分場が染ヶ岡にあります。そこから500メートルくらい西側の道を挟んだ向かいあった土地です。この申請は以前より貸借がありましたが、このたび許可法に基づいて新たに利用権貸借を結ぶものがあります。買い手の〇〇〇〇さんは認定農業者です。家族と共に、水田・畑作を主になんら問題ないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1, 414㎡他1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設置を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。担当の金崎委員がご欠席されておりますので、永友委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明いたします。〇〇〇〇さんが重機を抱えながらいろいろ管理などされてたんですけど、きつくなったという事でこの田んぼの方を以前から耕作してもらってた〇〇〇〇さんの方に新規で利用権の設定をするものです。この田は家床公民館のすぐ近くにある水田です。賃借料は〇〇円ということで、〇〇〇〇さんは認定農業者で大規模に農業経営をされておりますので問題ないと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 535㎡他1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。担当の永友委員よりご説明をお願いいたします。

[5番]

説明します。この〇〇〇〇さんは前に出た〇〇〇〇さんのお母様にあたられ

ますけれども、ご高齢で出来ないということで、これまで同じように耕作されていた〇〇〇〇さんの方で新規に利用権の設定を結ぶものです。この田んぼは10号線に〇〇〇〇がございますが、その西側になります。賃借料が反当〇〇円ということになっております。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

次に日程第8 議案第27号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

38ページをお開きください。議案第27号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を説明いたします。この件につきましては、第3回総会時にご審議いただくとともにご承認いただき、4月に高鍋町ホームページに掲載し、広く意見の募集をおこないました。意見は一つも譲られませんでした。そのことを報告し「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を原案のまま再度提案し承認をいただくものです。なお、詳細につきましては第3回総会にて説明していますので省略させていただきます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

以上で本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

[事務局]

全国農業新聞の全国統一普及強調月間が6月から7月となっておりますので、また6月12日には事務局でいろいろお話を伺う事になってるんですけども、皆さまにおかれましてはまたどなたかに加入をお願いできたらと思っております。以上です。

[議長]

みなさんから何か意見ございませんか。なければこれをもちまして、平成26年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(16時20分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 11番

署名委員 12番